

第3部 京都府の環境の保全及び創造に関する施策の方向

第1章 地球温暖化対策の推進

第1節 地球温暖化対策の推進

1 現状と課題

近年、CO₂などの**温室効果ガス***が大気中に大量に排出されたことなどにより、地球温暖化が進行し、異常気象や海面の上昇など、地球環境への深刻な影響が懸念されています。19年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次報告によれば、温暖化は世界中の地域の自然と社会に影響が現れており、人類が排出してきた温室効果ガスの増加に起因する可能性が非常に高いと結論付けられました。

また、今世紀末までの世界の平均気温は、最も排出量が多いシナリオをとった場合、2.4℃～6.4℃上昇すると予測され、生態系への影響や食料生産性の低下、干ばつや洪水による被害などが世界各地で起こるとされています。

世界レベルでは、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、4年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、その後、9年12月に京都で開催された**地球温暖化防止京都会議（COP3）***では、先進国の温室効果ガスの排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「**京都議定書***」が採択され、17年2月16日に発効しました。

京都議定書では、2年を基準として、20～24年の5年間に温室効果ガス総排出量を先進国全体で少なくとも5%の削減を目指すこととされ、「京都メカニズム」（共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量取引）と呼ばれる、国際的に協調して目標を達成するための仕組みが導入されました。

国では、17年4月に「京都議定書目標達成計画」を閣議決定し、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた総合的な施策が展開されてきました。

府では、京都議定書誕生の地の自治体としての責任と役割に基づき、17年12月に、地球温暖化対策に特化した条例として「府地球温暖化対策条例」を制定（18年4月から順次施行）し、温室効果ガスを2年度に比べ22年度までに10%削減するという高い目標を掲げ、地球温暖化防止の取組を府民総参加の下で、総合的かつ計画的に推進しています。

なお、現在、国では22年1月に、2年比で32年までに25%削減を目指す方針を正式決定しました。

また、府における23年度以降の温室効果ガスの削減目標については、次期環境基本計画の策定に向けた府環境審議会において審議を進めているところです。

【府の温室効果ガスの排出量の状況】

19年度の京都府全体の温暖化効果ガス排出量は1,480万tと、2年度の1,477万tに比べ、0.2%の微増となりました。

各部門別の状況では、産業部門が2年度に比べ29.1%減少したほかは、運輸部門0.6%、民生・家庭部門21.9%、民生・業務部門36.8%と増加しており、特に、家庭部門と業務部門での増加が顕著になっています。

産業部門の減少の要因は、各事業所におけるエネルギー転換や省エネの取組が進んだことなどが上げられます。運輸部門では、自動車の燃費が上昇したものの、自動車の保有台数が増加したことにより増加傾向にあります。民生・家庭部門では、世帯数の増加や1世帯当たりの家電製品数の増加が、また、民生・業務部門では、店舗面積の増加や営業時間の延長などが排出量の増加要因となっており、それぞれの要因分析を基にした対策が必要となっています。

図3-1 京都府における温室効果ガスの削減目標

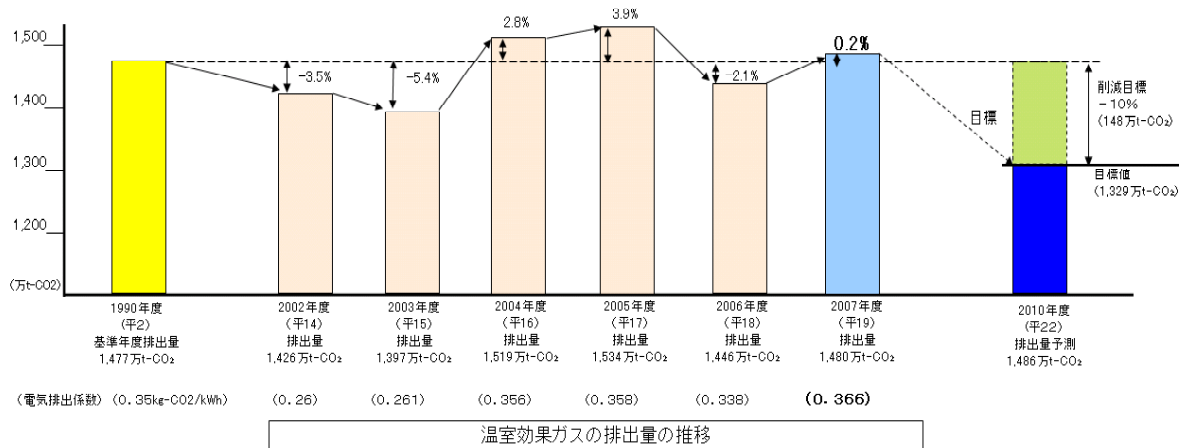


表3-1 京都府における温室効果ガスの排出状況

(排出量：万t-CO₂)

区分	2年度	14年度	15年	16年度	17年度	18年度	19年度	22年度目標	
								予測	目標
産業部門	530	401	395	397	394	369	376	424	382
(伸び率)		-24.3%	-25.5%	-25.1%	-25.7%	-30.4%	-29.1%	-20.0%	-28%
運輸部門	346	381	370	364	357	352	348	375	333
(伸び率)		10.1%	6.9%	5.2%	3.2%	1.7%	0.6%	8.4%	-4%
民生・家庭系	269	273	263	313	328	310	328	284	258
(伸び率)		1.5%	-2.2%	16.4%	21.9%	15.2%	21.9%	5.6%	-4%
民生・業務系	220	259	260	315	317	289	301	226	205
(伸び率)		17.7%	18.2%	43.2%	44.1%	31.4%	36.8%	2.7%	-7%
その他	46	43	45	66	72	64	64	95	91
(伸び率)		-6.5%	-2.2%	43.5%	56.5%	39.1%	39.1%	106.5%	97.8%
二酸化炭素 計	1,411	1,357	1,333	1,455	1,468	1,384	1,417	1,404	1,269
(伸び率)		-3.8%	-5.5%	3.1%	4.0%	-1.9%	0.4%	-0.5%	-10%
温室効果ガス 計	1,477	1,426	1,397	1,519	1,534	1,446	1,480	1,486	1,329
(伸び率)		-3.5%	-5.4%	2.8%	3.9%	-2.1%	0.2%	0.6%	-10%
使用した電気排出係数 (関電係数)	(0.35)	(0.26)	(0.261)	(0.356)	(0.358)	(0.338)	(0.366)	(0.34)	

2 地球温暖化防止対策の推進

①地球温暖化対策プランの策定

府では、府民総参加による温暖化対策を推進するため、平成14年度から有識者、関係団体、環境NGO等による「地球温暖化対策プラン検討会議」を設け、当面府が重点的に取り組んでいく施策等を取りまとめた「地球温暖化対策プラン」を策定（16・17・18・19・20・21年度に改定）し、PDCAにより重点的に取り組むべき具体的な施策を立案実行しており、21年度は、重点対策の中でも早期に実施が必要な施策を盛り込み、プランの改定を行いました。

引き続き、新たなプランや条例等に基づき、府民総参加による取組を推進し、京都議定書誕生の地にふさわしい先駆的・先導的な役割を果たしていくこととしています。

図3-2 地球温暖化対策プラン（21年度改定版）の重点施策の一覧

<p>【温室効果ガス10%削減のための重点対策】</p> <p>1 家庭の省エネ・創エネの促進</p> <p>(1) 京都エコポイントモデル事業の拡充</p> <p>(2) 住宅への太陽エネルギー利用設備の導入促進</p> <p>(3) 省エネ住宅の普及促進</p> <p>(4) 家庭における省エネの促進</p> <p>2 中小企業等のCO₂削減に対する支援強化</p> <p>(1) 事業所における省エネ対策の促進</p> <p>(2) KES（環境マネジメントシステム）の導入加速化</p> <p>3 再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>(1) 住宅への太陽エネルギー利用設備の導入促進（再掲）</p> <p>(2) 公共施設等への太陽エネルギー利用設備等の導入促進</p> <p>(3) 多様な再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>4 自動車からのCO₂排出削減</p> <p>(1) 電気自動車等の普及促進</p> <p>(2) 過度な自動車利用の抑制と公共交通機関の利用促進</p> <p>(3) 自転車の利用環境の整備</p> <p>(4) エコドライブの普及促進</p> <p>5 府自身の率先的取組として府庁のCO₂削減を推進</p> <p>(1) 府庁CO₂20%削減運動の目標達成</p> <p>(2) 府施設における省エネ改修等の促進</p> <p>【低炭素社会のための基盤づくり】</p> <p>1 人は自然の一部という考えに基づく、ライフスタイルの転換を促進</p> <p>(1) 京都環境文化学術フォーラムによる新しい環境文化の創造と発信</p> <p>(2) 「KYOTO地球環境の殿堂」の推進</p> <p>(3) ウェブサイト「ぼちぼちと京都」の活用推進</p> <p>(4) 「省エネの心得」の普及促進</p> <p>(5) 自然体験や農・林・漁業体験への参加促進</p> <p>2 地域の自然や文化性を活かした低炭素の地域社会づくりを推進</p> <p>(1) 市町村における温暖化対策の促進</p> <p>(2) 地域における温暖化対策の推進</p> <p>3 農林水産業を通じた低炭素社会づくりを推進</p> <p>(1) CO₂を吸収する森林の整備と森林資源の利用の推進</p> <p>(2) 環境への負荷が少ない農業の促進</p> <p>(3) 地産地消の推進</p> <p>(4) 森林・環境保全のための税の検討</p> <p>4 低炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策条例・計画の見直し</p> <p>(1) 地球温暖化対策条例の改正</p> <p>(2) 「低炭素社会づくり計画」（仮称）の策定</p>

②府地球温暖化対策条例の施行状況

府では、18年に地球温暖化対策条例を制定し、地球温暖化対策を強力に推進しています。

本条例では、温室効果ガスの排出量が大幅に削減された社会を目指し、その第一歩として、22年度までに2年度比で温室効果ガスを10%削減する数値目標を設定しています。（都道府県では全国初）

また、事業活動、建築物、緑化の推進、自動車交通、電気機器、自然エネルギー、森林整備など、幅広い地球温暖化対策を盛り込み、府内における地球温暖化防止の取組を総合的に推進しています。

(1) 条例の主な内容と21年度の施行状況

ア 排出量削減計画書等の報告・公表制度

大規模な事業者や大規模な建築物を新築等しようとする者に、排出量削減計画書及び実績報告書（完了届）等の提出を求め、府がその内容を公表します。

(ア) 大規模事業者（原油換算1,500キロリットル以上使用の事業者等）

<内容>

事業活動に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減措置・削減目標

<実施状況>

21年度は、277の事業者から事業者排出量削減報告書の提出がありました。多くの事業者において、温室効果ガス排出量の削減に向けた積極的な取組が実施されています。

今後も計画期間における削減目標に基づき、事業者による確実な取組を一層進めていくことが必要です。

表3-2 事業者排出量削減計画・報告・公表制度の施行状況（21年11月現在）

20年度実績報告

件数	19年度実績値	20年度実績値	削減率	削減量
277	455.2万トン	424.8万トン	▲6.7%	▲30.4万トン

(イ) 大規模建築主（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築又は増築しようとする事業者）

<内容>

- a 建築物の断熱、省エネ設備、**新エネルギー***設備（太陽光等）の導入等の削減措置
- b 屋上及び敷地の緑化を図るための措置 等

<実施状況>

21年度は、27件の特定建築主から、特定建築物排出量削減計画書の提出がありました（22年2月現在）。建築物の環境配慮に係る主な取組としては、屋根、壁、窓の断熱性能の向上や敷地の緑化などが挙げられています。いずれも建築物総合環境性能システム（CASBEE）の評価による環境性能のレベルは標準程度となっています。

(ウ) 電気事業者（府内に電気を供給している一般電気事業者及び特定規模電気事業者）

<内容>

発電に伴う温室効果ガス排出量の削減措置・削減目標、自然エネルギーの利用拡大措置・計画

<実施状況>

21年度は、5件の電気事業者から電気事業者排出量削減報告書（20年度実績）と電気事業者排出量削減計画書（21年度計画）の提出がありました。今後、自然エネルギーの導入の割合を高めるなど、環境負荷の少ない電気の供給に向けた取組が計画されています。

上記計画書については、府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/tikyuu/>）及び府地球温暖化対策課で閲覧することができます。

イ 建築物等の緑化（19年4月施行）

市街化区域のうち知事が市町村長と協議して定める地域（特定緑化地域）において、1,000㎡以上の敷地に建築物の新築等をしようとする者に、建築物上と地上部に一定割合の緑化を義務付けています。

表3-3 特定緑化地域（18年12月1日告示）

福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町	市街化区域（都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域）
京都市	京都市の定めた緑化重点地区（都市緑地法第4条第2項第3号ホに規定する地区）

<緑化計画書届出状況>

21年度（22年1月末現在）は、122件の特定建築主から、特定建築物緑化計画書の提出がありました。緑化計画面積は延べ52,345㎡で、うち屋上など建築物上の緑化分は3,095㎡です。

また、屋上緑化の推進役として活動していただく「屋上緑化推進マイスター」の認定講習会を実施し、557名をマイスターとして認定し、うち公表を希望された455名のプロフィールを京都府ホームページで公表中です。

（関連事業）

義務化に先立ち、先導的モデルとして、府庁2号館屋上600㎡を緑化整備し、18年5月から一般開放しています。

ウ 人材育成制度（エコマイスター制度）と環境情報の提供

一定規模以上の事業者には、地球温暖化対策を推進する者「エコマイスター」の選任・届出を義務付けています。

- エコカーマイスター（大規模な自動車販売事業者における新車に係る環境情報の説明推進者）
- エコドライブマイスター（大規模な事業者におけるエコドライブの推進者）
- 省エネマイスター（大規模な家電販売事業者における特定電気機器等の省エネ性能の表示・説明の推進者）

<実施状況>

府の講習会には多くの受講者が参加するなど、条例の施行に伴う意欲的な取組が進展しています。エコマイスター制度全体で2,005名（22年2月末現在）の方が講習会を修了されました。

表3-4 人材認定制度の施行状況（22年2月現在）

区 分	エコカーマイスター	エコドライブマイスター	省エネマイスター
講習修了者	968名	709名	328名
趣 旨	自動車ディーラーで、低公害車の普及を推進	運輸事業者等で、エコドライブの取組を推進	家電販売店等で、省エネ家電の普及を推進
義務対象要件	年間新車販売100台以上	自動車管理台数50台以上	店舗面積1,000㎡以上

また、温室効果ガスの排出の少ない自動車及び省エネルギー性能の高い電気機器等の選択を誘導するため、自動車販売事業者及び電気機器販売事業者に環境情報の説明を義務付けています。

- 自動車販売店
新車の購入者への環境情報の説明
- 特定の電気機器等の販売店
省エネ性能情報の店舗表示及び購入者への説明

エ 京都地球環境の日の制定

府地球温暖化対策条例において、京都議定書が発効した2月16日を「京都地球環境の日」と定め、この日を中心に、府民や事業者、環境NPO、行政等の参加と協働による地球温暖化防止の取組を集中的に実施することとしています。

<実施状況>

2月16日を中心に、オール京都が連携し、府民や事業者が温室効果ガス10%削減に向けた具体的取組を実践する様々な催しが実施されました。（資料編資料8参照）

図3-3 府地球温暖化対策条例の概要

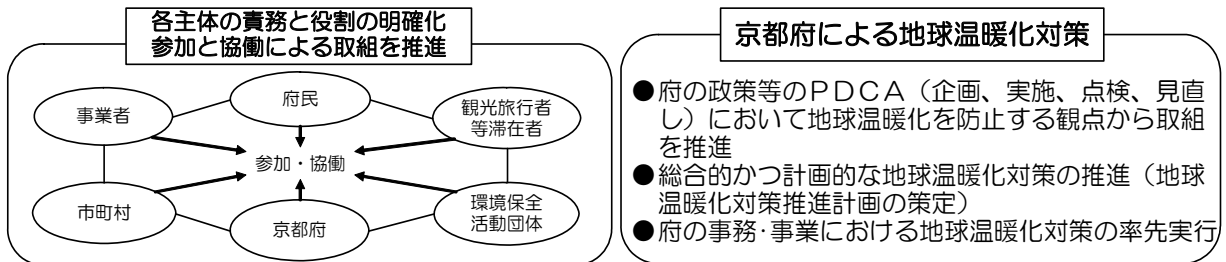
京都府地球温暖化対策条例の概要

条例制定の背景と目的

- 地球温暖化の防止は、人類共通の緊急の課題であり、今を生きる私たちの使命。
- 私たち府民は、気候変動に関する国際連合枠組条約の究極目的である気候の安定化に向けて、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、持続可能な社会を実現する第一歩として、2010年度（京都議定書の第一約束期間の中間年度）を目標年度とする地球温暖化対策に全力を挙げて取り組み、京都議定書誕生の地にふさわしい先導的な役割を果たしていくことを決意。
- 各主体の責務と役割を明らかにするとともに、参加と協働による取組を一層促進するための基本事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図るため条例を制定。

温室効果ガス削減目標

- 府内における温室効果ガスの総排出量について、2010（平成22）年度において、1990（平成2）年度に比べて10%削減を目指す。



地球温暖化対策（分野別）

<h4>事業活動に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模事業者 ⇒ 事業者排出量削減計画書等の作成、提出、報告<義務化> 府 ⇒ 公表 ■ 事業者 ⇒ 環境マネジメントシステムの導入、環境報告書等の公表<努力義務> 他 	<h4>自然エネルギーの利用促進による地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 電気事業者 ⇒ 電気事業者排出量削減計画書等の作成、提出、報告<義務化> 府 ⇒ 公表 ■ 府民、事業者 ⇒ 自然エネルギーの優先利用<努力義務>
<h4>建築物に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模建築物 ⇒ 特定建築物排出量削減計画書等の作成、提出、届出<義務化> 府 ⇒ 公表 ■ 府民、事業者 ⇒ 建築物の環境性能の向上<努力義務> 	<h4>緑化の推進に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模建築物（敷地）⇒ 緑化、緑化計画書の作成、提出、届出<義務化> ■ 事業者、府民 ⇒ 建築物及びその敷地の緑化<努力義務> 他
<h4>自動車交通に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 運転者（徹底）、事業者（遵守指導）、大規模駐車場（周知徹底）⇒ アイドリングストップ<義務化> ■ 自動車販売事業者 ⇒ 自動車環境情報の説明<義務化> ■ 大規模自動車販売事業者 ⇒ 自動車環境情報説明推進者（エコカーマイスター）の設置<義務化> ■ 大規模自動車管理者 ⇒ エコドライブマイスターの設置 ■ 府民、事業者 ⇒ 自動車の使用抑制、エコドライブの推進、低公害車の購入、使用<努力義務> 他 	<h4>電気機器等に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 家電販売事業者等 ⇒ 省エネ性能の表示・説明<義務化> ■ 大規模家電販売事業者 ⇒ 省エネルギー性能説明推進者（省エネマイスター）の設置<義務化> ■ 府民、事業者 ⇒ 省エネルギー型電気機器等の優先使用（購入）<努力義務> 他
<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境物品等の購入等の促進 ■ 廃棄物の発生抑制等 ■ 環境教育・環境学習の推進 ■ 森林の保全・整備等 ■ 環境産業の育成等 ■ 国際協力の推進 	

推進体制の整備

- 京都府地球温暖化防止活動推進センター、京都府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会の役割の明確化、参加・協働による取組の推進

条例の実効性確保

- 地球温暖化対策の積極的な取組に対する顕彰
- 地球温暖化対策の推進に必要な指導及び助言
- 違反者に対する勧告や氏名の公表

● 条例の見直し

目標年度である2010年度に向けて適時に見直し。

● 条例の施行期日

平成18年4月1日（一部を除く。）

③地球温暖化対策推進計画の策定

府地球温暖化対策条例では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を策定することとしており、18年10月に「地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

なお、この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項の規定による地域推進計画として位置づけられています。

(1) 計画の特徴

ア 目標の設定

22年度までに、府内における温室効果ガスの総排出量を、2年度比で10%削減する目標の達成に向けて、部門別の削減目標を設定（「産業」、「運輸」、「民生・業務」、「民生・家庭」の主要4部門の平均で10%削減）しています。

また、府域の特性等に応じたきめ細かな対策を推進するため、広域振興局及び京都市域の5つの地域別の重点取組目標を設定しています。

その他、府内の4分の3を占める豊かな森林を活かし、森林の保全・整備を推進するため、削減目標とは別に、約53.8万t-CO₂を府の森林吸収量の目標として設定しています。

イ 10%削減の取組メニューの提示

地球温暖化防止の取組を具体的な行動につなげていくため、府民をはじめ、事業者（製造業、運輸業、オフィス、ホテル）や観光旅行者等にもわかりやすく、また、取組の成果を実感しやすい行動モデル（電気・ガス、ガソリン等の使用量の10%削減メニュー）を提示しました。

今後、この取組を府民運動として展開していくこととします。

表3-5 府民にわかりやすい行動モデル～標準的な10%削減メニュー～（抜粋）

■家庭におけるエネルギー使用量の「10%削減メニュー」例

場面	行動項目	行動目標	年間節減量			年間節約額	年間削減量 (kg-CO ₂)	
			電気	ガス	灯油			
リビング	暖房は20℃、冷房は28℃を目安に温度設定する。	エアコンの冷房温度を1℃高くする	83.32 kWh			1,833 円	28.33	
		エアコンの暖房温度を1℃低くする						
		ガスファンヒーターの暖房温度を1℃低くする		8.21 m ³	16 円			16.09
	家電機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付ける。	エアコンの冷房運転を1時間短くする	105.83 kWh			2,328 円	35.99	
		エアコンの暖房運転を1時間短くする						
		蛍光灯を1時間消灯する						
		テレビの視聴時間を1時間短くする						
	ガスファンヒーターの暖房運転を1時間短くする		12.68 m ³		1,889 円	24.85		
	石油ファンヒーターの暖房運転を1時間短くする			15.90 L	843 円	39.59		
キッチン	洗いものをする時は、給湯器は温度設定を出来るだけ低くする。	給湯器の温度設定を1℃低くする		4.40 m ³		656 円	8.62	
	煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用する。	野菜などの下ごしらえをする場合、水から沸騰させる代わりに電子レンジで下ごしらえをする		8.32 m ³		1,240 円	16.31	
	電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜く。	電気ポットの保温時間をできるだけ短くする	107.52 kWh			2,365 円	36.56	
浴室・洗面所	シャワーはお湯を流しっぱなしにしないように気を付ける。	シャワーの使用時間を1分短くする		9.24 m ³		1,377 円	18.11	
		温水洗浄便座は温度設定をこまめに調節し、使わない時はふたを閉めるようにする。	温水便座のふたを閉める	61.28 kWh			1,348 円	20.84
			便座の設定温度を中から弱にする					
その他	電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜く。	電源スイッチをオフにする	167.00 kWh			3,674 円	56.78	
		プラグを抜く						
合 計		-	524.95 kWh	42.85 m ³	15.90 L	17,569 円	302.07	

■マイカー利用におけるガソリン使用量の「10%削減メニュー」例

場面	行動項目	行動目標	年間節減量 (ガソリン)	年間節約額	年間削減量 (kg-CO2)
車	アイドリングはできる限りしないように気を付ける。	アイドリングストップを1日5分実施する	16.25 L	1,869 円	37.70
	無駄な荷物を積んだまま運転しないように気を付ける。	unnecessary 荷物を載せて走らない	0.75 L	86 円	1.74
	経済速度を心がけ、急発進、急加速をしないように気を付ける。	急発進、急加速を1日4回ずつやめる	22.40 L	2,576 円	51.97
	タイヤの空気圧は適正に保つように心がける。	タイヤの空気圧を適正に保つ	7.50 L	863 円	17.40
	自動車使用の自粛を心がける。	外出時の車の使用を控え、徒歩や自転車もしくは公共交通機関を利用する (京都市内:2回/月、京都市以外:1回/月)	31.25 L	3,594 円	72.50
合 計		-	78.15 L	8,988 円	181.31

ウ 推進体制の整備

市町村における取組計画の策定をはじめ、府地球温暖化防止活動推進センターや府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会など、地域における推進体制を整備し、地域レベルの取組を更に推進することとしています。

(2) 計画の推進

「仕組みづくり」、「人づくり」、「意識づくり」を対策の3つの柱として、13分野の重点対策を府民総参加により推進します。そのうち、早期に実施が必要なものについては、19年度改訂の「地球温暖化対策プラン」に位置付け、具体化を図るとともに、P D C Aサイクルによる進行管理を徹底することとしています。

④施策の推進を担う機関

施策の推進にあたっては、府が直接実施すべきものなどを除き、府地球温暖化防止活動推進センターが中心となり、府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会、府民、事業者、環境NGO、市町村等と役割を分担しながら、連携して地域における温暖化防止の取組を積極的に進めています。

ア 府地球温暖化防止活動推進センター

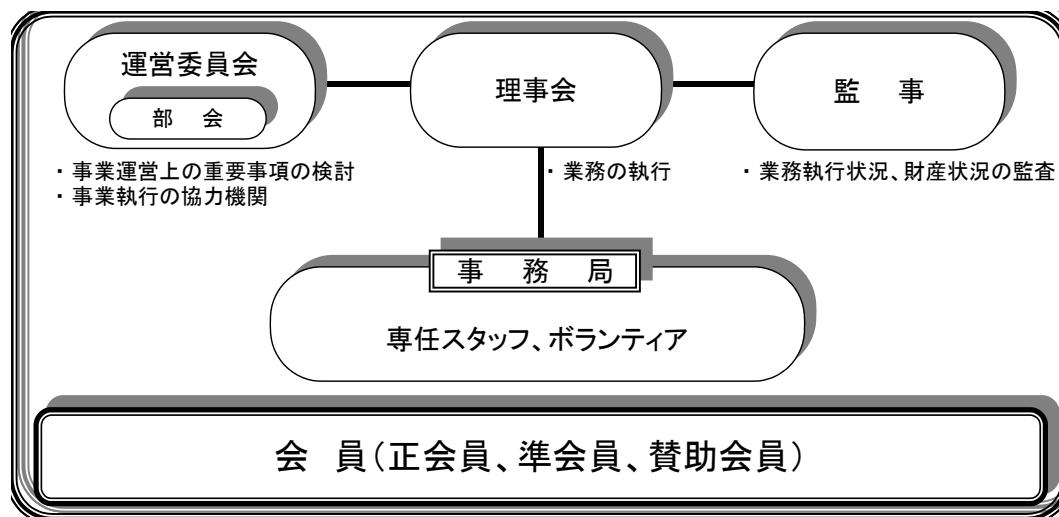
15年、NPO法人「京都地球温暖化防止府民会議」が、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「京都府地球温暖化防止活動推進センター」に指定されました。

センター設立を目的として立ち上げられたNPO法人が本センターの指定を受けるのは全国初であり、京都での地球温暖化防止対策の活性化に向け、様々な活動を進めています。

表3-6 府地球温暖化防止活動推進センターに指定した法人の概要（21年6月末現在）

項目	内容																						
法人名	特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議																						
所在地	京都市中京区柳馬場二条上る六丁目284番4																						
目的 (定款記載事項)	地球温暖化に関する情報を収集し、府民等に対して提供するなどの普及啓発を行うとともに、様々な活動主体や地域が行う温暖化防止の取組を支援し、あるいは連携・協働して取組を推進することにより、京都府内における地球温暖化防止活動の自主的展開を促進する。																						
事業 (定款記載事項)	(1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発・広報活動 (2) 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図る民間団体の活動の支援及び活動への参画 (3) 地球温暖化対策についての相談・助言活動 (4) 地球温暖化対策についての調査・研究活動 (5) 調査研究の結果や収集した情報の提供活動 (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業																						
会員	環境団体、府民団体、事業者団体等の112名（団体・個人）																						
役員	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>郡 崙 孝</td> <td>(同志社大学教授)</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>浅 岡 美 恵</td> <td>(気候ネットワーク代表)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">理事</td> <td>栗 田 澄 子</td> <td>(京都府連合婦人会副会長)</td> </tr> <tr> <td>黄 瀬 謙 治</td> <td>(京都工業会専務理事)</td> </tr> <tr> <td>渡 辺 裕 文</td> <td>(京都府商工会議所連合会副会長)</td> </tr> <tr> <td>宗 田 好 史</td> <td>(京都府立大学准教授)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">監事</td> <td>原 強</td> <td>(コンシューマーズ京都理事長)</td> </tr> <tr> <td>山 内 利 男</td> <td>(地球温暖化防止活動推進員)</td> </tr> <tr> <td>清 水 仁 志</td> <td>(税理士)</td> </tr> </tbody> </table>	理事長	郡 崙 孝	(同志社大学教授)	副理事長	浅 岡 美 恵	(気候ネットワーク代表)	理事	栗 田 澄 子	(京都府連合婦人会副会長)	黄 瀬 謙 治	(京都工業会専務理事)	渡 辺 裕 文	(京都府商工会議所連合会副会長)	宗 田 好 史	(京都府立大学准教授)	監事	原 強	(コンシューマーズ京都理事長)	山 内 利 男	(地球温暖化防止活動推進員)	清 水 仁 志	(税理士)
理事長	郡 崙 孝	(同志社大学教授)																					
副理事長	浅 岡 美 恵	(気候ネットワーク代表)																					
理事	栗 田 澄 子	(京都府連合婦人会副会長)																					
	黄 瀬 謙 治	(京都工業会専務理事)																					
	渡 辺 裕 文	(京都府商工会議所連合会副会長)																					
	宗 田 好 史	(京都府立大学准教授)																					
監事	原 強	(コンシューマーズ京都理事長)																					
	山 内 利 男	(地球温暖化防止活動推進員)																					
	清 水 仁 志	(税理士)																					
運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業運営上の重要な事項について検討等を行うため、役員とは別に運営委員を設置 ○ 運営委員は29名（府内の各界各層から幅広く人選） 																						

図3-4 府地球温暖化防止活動推進センターの組織体制



イ 府地球温暖化防止活動推進員

地域のイベントでのブース出展、小学校等での環境教育、地域に根ざしたプロジェクトの企画・実践など、府内各地で、推進員による積極的な活動が展開されています。

表 3-7 府地球温暖化防止活動推進員の概要

項目	内容
推進員の要件	① 満18歳以上で府内に在住、在勤又は在学の方 ② 地球温暖化防止活動に対して熱意と識見があり、自主的活動が行える方
推進員の人数	283名（21年12月末現在）
推進員の役割	府、市町村及び府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、自ら率先して日常生活における地球温暖化防止対策を実践することをはじめ、府民と地域の要請等に応じ、きめ細やかな普及・啓発活動を行うなど、ボランティアとして、府民が地球温暖化防止の実践活動に取り組めるように先導していく。
委嘱期間	23年3月31日まで

ウ 地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、市町村、府地球温暖化防止活動推進員、住民、事業者、団体等の幅広い主体が参加する地域における地球温暖化防止活動の実践組織として、情報交換、普及啓発、地域レベルの地球温暖化防止活動を推進しています。

表 3-8 地球温暖化対策地域協議会の設置状況（21年7月末現在）

所在地	協議会の名称	設立年月日	会員構成
京都市	京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム	10年11月23日	市民、市民団体、事業者及び事業者団体等
宮津市	宮津市エコネットワーク	11年6月5日	学識経験者、商工会議所、校（園）長会、婦人会、企業及び環境NPO等
綾部市	綾部市環境市民会議	12年4月	市民、事業者、地球温暖化防止活動推進員
長岡京市	長岡京市環境の都づくり会議	13年8月	各種団体、事業者、市民、行政等
八幡市	八幡市環境市民ネット	14年8月26日	市民、事業者及び行政職員
城陽市	城陽環境パートナーシップ会議	15年10月25日	市民、市民団体及び事業者
宇治田原町	エコパートナーシップうじたわら	16年11月29日	会社員、学生、企業
京丹後市	京丹後エコファミリー	17年4月14日	地球温暖化防止活動推進員
福知山市	福知山環境会議	19年3月	環境系団体地球温暖化防止活動推進員
精華町	精華町環境ネットワーク会議	19年5月20日	住民、各種団体、事業者、学生及び行政
亀岡市	亀岡市環境基本計画推進会議	21年1月	市民、各種団体、事業者、校長会、地球温暖化防止活動推進員他
宇治市	宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議（ecoット宇治）	21年3月8日	市民、各種団体、事業者、地球温暖化防止活動推進員

⑤京都府自らの温暖化対策

府自らの率先実行計画として、18年9月に「地球にやさしい府庁プラン」を策定したほか、太陽光発電、太陽熱利用、**コージェネレーション***等の**新エネルギー***、省エネルギー設備を府施設に導入するなど、府の事務事業からの温室効果ガスの排出抑制に向けて取り組んでおり、現在、「府庁CO₂ 20%削減運動」を推進するなど一層の率先した取組を進めています。

【地球にやさしい府庁プラン】

府自らが地球にやさしい取組を率先して実行するため、9年度から「地球にやさしい府庁づくり計画」を策定し取組を進めてきましたが、13年7月に「地球にやさしい21世紀府庁プラン」、更に18年9月に「地球にやさしい府庁プラン」を策定し、府のすべての機関で事務・事業に伴う

温室効果ガス排出削減に取り組んでいます。

「地球にやさしい府庁プラン」では、これまでのエコオフィス活動の取組が庁内に浸透し、今後更に大幅に削減するには一定の限界があることから、エコオフィスの徹底に加え、施設的环境性能の向上等の重点対策に取り組み、府の事務・事業に係る温室効果ガス排出削減の着実な達成を図っていくこととしています。

なお、20年度における府の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は73,698 t-CO₂であり、基準年度である2年度対比では4,402 t-CO₂ (5.6%) の削減となっています。

また、「府庁CO₂20%削減運動」として、窓ガラスへの熱遮断・断熱フィルムの貼付、省エネタップの導入、太陽光発電装置の設置などの取り組みを進め、20年度の温室効果ガス排出量は、2,576 t-CO₂で、2年度対比では14.4%の削減となっています。

<「地球にやさしい府庁プラン」の概要>

○計画の期間

18年度から22年度までの5年間

○削減目標

府の事務事業から排出される温室効果ガスを2年度比で10%削減

○計画の対象となる機関

府のすべての機関（府立学校、警察署を含む）

【エコオフィス活動】

毎年、環境マネジメントシステムとしてエコオフィス活動の取組を進め、その取組結果を取りまとめて公表しています。

エコオフィス活動では、「温室効果ガスの更なる削減」「廃棄物量の更なる削減」「両面コピー率の更なる向上」「コピー用紙購入枚数の削減」及び「各課での独自目標の設定」を全庁的な環境目標として設定、18年度については本庁及び広域振興局で取り組み、19年度からはすべての府の公所に拡大しています。

表3-9 府本庁舎におけるエコオフィスの取組結果

年 度	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
可燃物排出量〔千m ³ 〕	873.5	865.2	568.4	565.1	546.0	603.4	542.0	433.0	586.6	622.9
（対11年度比）〔%〕	(100.0)	(99.0)	(65.1)	(64.7)	(62.5)	(69.1)	(62.0)	(49.6)	(67.2)	(71.3)
コピー紙購入枚数〔千枚〕	40,439	37,976	37,328	44,923	48,556	48,391	49,010	47,318	48,255	47,613
（対11年度比）〔%〕	(100.0)	(93.9)	(92.3)	(111.1)	(120.1)	(119.7)	(121.2)	(117.0)	(119.3)	(117.7)
両面コピー率〔%〕	23.5	32.2	39.9	40.5	43.0	46.0	47.5	45.9	46.5	51.4
（対11年度差）	(0.0)	(+8.7)	(+16.4)	(+17.0)	(+19.5)	(+22.5)	(+24.0)	(+22.4)	(+23.0)	(+27.9)
電気使用量〔MWh〕	4,043	3,853	3,710	3,685	3,601	3,814	3,885	3,758	3,522	3,399
（対11年度比※）〔%〕	(100.0)	(95.3)	(91.8)	(91.1)	(89.1)	(94.3)	(96.1)	(93.0)	(87.1)	(84.1)

【グリーン購入活動】

需要面から循環型社会への転換を促進するため、13年11月に「府庁グリーン調達方針」を施行し、府庁のすべての機関において府庁自らが事業者・消費者として環境にやさしい物品等の一層の購入に努めています。なお、20年度の取組結果については府ホームページでも公表しています。

また、17年度からは、ISO14001やKESなど環境認証等を取得している中小企業者から優先して物品を調達する「京滋グリーン入札」を、「京都議定書誕生の地」としての京都府と「環境こだわり県」の滋賀県が連携して実施しています。

表3-10 府庁グリーン調達実績 (20年4月～21年3月)

分野	品目	総調達数量に占める 環境配慮物品等の 調達割合(%)
納入印刷物(1品目)	納入印刷物	96.5
紙類(9品目)	コピー用紙	99.7
	情報用紙・印刷用紙・衛生用紙など	87.3
文具類(98品目)	文具	97.5
機器類(10品目)	いす・机・棚・掲示板など	99.9
O A 機(14品目)	コピー機・電子計算機など	99.5
家電製品(6品目)	冷蔵庫・テレビなど	96.2
	エアコンディショナー等(3品目)	エアコンディショナーなど
温水器等(4品目)	電気給湯器など	100.0
	蛍光灯照明器具	98.2
照明(3品目)	蛍光管・電球形蛍光管	99.2
	消火器(1品目)	消火器
制服・作業服(2品目)	制服・作業服	100.0
インテリア・寝具(9品目)	カーテン・毛布など	100.0
	カーペット	99.1
作業用手袋(1品目)	作業用手袋	99.6
その他繊維製品(3品目)	集会用テント、ブルーシートなど	97.4
自動車(1品目)	自動車など	100.0
タイヤ等(2品目)	タイヤ・エンジン油	100.0

上記の品目以外の公共工事については、努力目標であり集計の対象としていない。

第2節 新エネルギーの導入促進

1 現状と課題

わが国はエネルギー資源に乏しく、そのほとんどを海外からの輸入に頼っており、日本国内で産出される「国産エネルギー」は、水力、地熱、風力や若干の天然ガス等のみで、わが国が必要とするエネルギーの約4%にすぎないことから、エネルギーの安定供給の確保が重要な課題です。

また、わが国のエネルギー供給の約85%を占める石油、天然ガス、石炭などの「化石エネルギー」は、燃焼時に地球温暖化の原因となるCO₂が排出されることから、地球環境問題に対応したエネルギーの利用が新たな課題となっています。

わが国のエネルギー需要は、二度の石油危機後、省エネルギーが進んだことにより、いったん低い伸びとなりましたが、1980年代後半からは一貫して増加基調にあります。中でも住宅やビルにおける民生部門、運輸部門での伸びが著しくなっています。

19年度の府域での使用電灯・電力量は、169億7,144万8千kWhで、前年に比べ約2.7%増加しています。

増加するエネルギー需要に対応しながら地球環境問題に対応していくためには、エネルギー消費を抑制するとともに、環境負荷の少ない新エネルギー、すなわち太陽光、太陽熱、風力等の再生可能エネルギー等の導入を促進していくことが緊急かつ重要な課題です。

2 新エネルギー普及の意義

わが国の温室効果ガスの排出量の約9割をエネルギー起源のCO₂が占めていることから、CO₂を排出しない又は排出が少ない、クリーンで再生可能な新エネルギーの普及に大きな期待が寄せられています。

新エネルギーは、石油依存度を低下させる石油代替エネルギーであることはもとより、環境に与える負荷が小さく、資源制限が少ないエネルギーとして、地球環境問題への対応や持続可能な社会を構築する上で大きな意義を有しています。

3 新エネルギー普及の取組

①府における新エネルギーの導入

府では、これまで、「京都新エネルギービジョン」（8年度策定）や「地球温暖化対策プラン」に基づき、府施設（浄水場、下水処理場、学校等）への新エネルギーの率先導入を進めています。

②住宅用太陽光発電の普及促進

新エネルギーの中でも特に潜在的な利用可能量が多い太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を、府内に普及させるため、民間住宅への太陽光発電設備設置工事に対して府が低利の融資を実施するとともに、平成20年度からこれらの設備を設置された方に「エコ・アクション・ポイント」を付与する事業（住宅用太陽光発電設備等の設置により削減が見込まれるCO₂量に応じて付与する仕組み）を開始しています。

21年度は、太陽光発電設備は最大発電能力1KW当たり25,000ポイント、太陽熱利用設備は集熱面積1㎡当たり10,000ポイントが付与されています。ポイントは地域の商店街での買い物や公共交通機関を利用した際の割引などに使うことができます。

③その他の取組

京都府ではその他、新エネルギーの普及に向けた様々な取組を進めています。

表3-11 京都府の新エネルギー事業

年 度	事業名	事 業 概 要
15～19年度	京都エコエネルギープロジェクト	NEDO委託研究事業「新エネルギー等地域集中実証研究」 ・研究内容：新エネルギーによる地域分散型エネルギー供給システムの実証研究
17～19年度	うみかぜ風力エネルギー普及モデル支援事業	丹後地域の住宅や事業所等における小型風力発電のモデル的な設置に対して補助
20年度	新エネフェア (環境フェスティバルと同時開催)	太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス、燃料電池、LED照明などの紹介・展示
21年度	太陽光発電等活用地域エコ活動推進事業 エコ防犯ソーラーライト整備事業	市町村等が整備する太陽光発電設備、ソーラーライトの導入に対して補助

第3節 フロン対策等の推進

1 オゾン層保護対策の推進

オゾン層*は、有害な紫外線を吸収する重要な役割を担っていますが、**フロン***類などにより破壊されて南極上空にオゾンホールが発生しています。フロン類の中で最もオゾン層を破壊するCFC(クロロフルオロカーボン)は7年末で既に生産が全廃されており、HCFC(ハイドロフルオロカーボン)も30年末には全廃が予定されています。また、代替フロンとしてHFC(ハイドロフルオロカーボン)が使用されていますが、この物質はオゾン層を破壊しませんが、CO₂の数千倍の**地球温暖化**

係数*を有します。

生産が全廃されたフロン類も使用中の冷蔵庫やエアコンに冷媒として残されており、これらの排出を抑制することが必要です。

①フロン回収の推進

家庭用冷蔵庫やエアコンのフロン回収は「家電リサイクル法」(13年4月施行)により、業務用冷凍空調機器(業務用のエアコン、冷蔵・冷凍機器)は「フロン回収破壊法」(14年1月施行)により、カーエアコンは「自動車リサイクル法」(17年1月施行)により、それぞれフロン類の回収が義務付けられています。

また、業務用冷凍空調機器中のフロン類の回収と破壊の実効性を高めるため、フロン類の引渡しを書面で管理する行程管理票制度の導入や整備時のフロン回収義務の明確化等を盛り込んだ改正フロン回収破壊法が18年2月に制定され、19年10月から施行されました。

府では、回収業の登録に際し各種規制の遵守状況の事前審査を実施するとともに、規制が遵守されるようフロン回収業者等への重点的な立入検査を実施し、法に基づく監視・指導を行っています。

今後も、法律の円滑な運用に努めるとともに、関係団体等の協力を得ながらフロンの適正な回収・処理を推進していくこととしています。

表3-12 フロン回収・破壊法に基づく特定製品からのフロン類の回収量

(単位：kg)

	第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)		
	CFC	HCFC	HFC
16年度	5,372.5	32,077.7	1,261.6
17年度	2,225.7	33,678.4	2,534.6
18年度	3,677.3	35,389.3	3,019.1
19年度	6,283.5	50,701.1	4,132.7
20年度	19,191.5	52,474.9	13,318.6

(注) 18年度までは、機器廃棄における回収分が対象。

19年度以降は、機器廃棄に加え修理時等における回収分を含む。

②オゾン層保護に関する知識の普及・啓発の推進

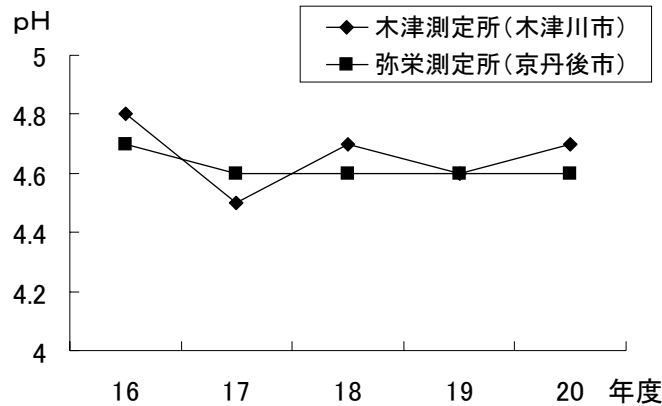
府では、ホームページ・府民だより等でオゾン層保護に関する知識等について周知を図っています。また、毎年9月のオゾン層保護対策推進月間には、庁内ロビーにおいてオゾン層保護を啓発する掲示を行うとともに、京都環境フェスティバルではパネル展示を行うなど、各種のイベントにおいて府民及び事業者に対し、普及・啓発を推進しています。

2 酸性雨対策の推進

府では、酸性雨自動採取装置を2測定所に設置して測定を実施しています。20年度の測定結果では、降水のpH値に大きな変化は見られず、地域的な変化も見られませんでした。

今後においても、国等と連携し、酸性雨の総合的な監視・調査研究の推進を図るとともに、大気汚染防止対策を通じて原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制対策を推進することとしています。

図3-5 府内降水pH値（平均値）の経年変化



3 熱帯雨林等の保護対策の推進

熱帯雨林は、木材の重要な供給源であると同時に、野生生物の生息地として、また、地球温暖化の主な原因とされているCO₂の吸収源として重要な役割を果たしています。

しかし、世界の森林は大規模な焼畑農業や商業用の伐採によって、減少が続いており、大量の生物種の絶滅や生態系の破壊、地球温暖化への影響などが心配されています。

わが国が開発途上国からの木材輸入量が最も多い国であるとの認識に立ち、府では、公共工事や営繕工事において、輸入木材資源の使用削減を推進するため、府内産間伐材を利用した合板型枠の導入を進めていきます。また、「緑の公共事業」を推進し、木材の輸送過程で排出されるCO₂量（ウッドマイレージCO₂）の少ない府内産木材の利用促進を図るとともに、グリーン購入法の趣旨に基づき、再生資源の使用促進や再利用を進めるための普及、啓発を行っています。

4 国際協力の推進

府では、友好提携省である中国陝西省との協力交流事業を行っており、15年度から17年度には、広く府民や事業者、団体から植樹協力金として寄附・募金を募集し、合計約600万円を資金提供し、陝西省南部の国家森林公园（陝西省西安市長安区）内の約100haの地域に、油松、側柏（コノテガシワ）を約30万本植樹しました。

さらに、15年10月に知事を代表とする京都府訪中団が現地を訪れ、陝西省と京都府の友好提携締結20周年記念事業の一環として、陝西省政府関係者・現地住民等の参加のもと植樹記念式典が開催されました。式典では、植樹協力金の目録贈呈や知事をはじめとする訪中団員による記念植樹が行われ、植樹地は「京都府陝西省友好記念林」と位置付けられました。

16年度と17年度には、林業技術研修生の受入れや、府民ボランティアによる現地での植樹協力ツアーの実施のほか、18年度からは府立北桑田高校が陝西省へ訪問して林業交流を行う等、府民レベルでの国際環境協力も始まりつつあります。

18年11月には、知事がイタリア・トスカーナ州を訪問し、経済・環境交流提携等の協定書を調印し、京都府とトスカーナ州の間で環境分野における具体的な交流事業を進めていくことになり、19年4月には同州知事一行、12月には同州環境政策監が京都府を訪問され、交流を深めました。

19年10月と12月には、京都府、京都大学、環境関連京都企業等と中国清華大学、清華控股、浦華控股、北京市中関村科技園区管理委員会、中関村国際環境産業促進中心及び関連企業が環境・省エネ分野の技術に関し訪中・訪日ミッションを相互に派遣し、学術・産業交流を展開しました。

また、フランスで開催された「持続的発展のための地方政府ネットワークサミット」（20年10月）に参加し、地球温暖化対策に関する府の取組を発表するなど、環境面における国際協力を推進しています。